

錦江町監査公表 1 号 (※町ホームページでも公表しています。)

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、錦江町監査基準に準拠して補助金交付団体等に関する監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 7 年 2 月 2 6 日

錦江町監査委員 中 村 貢
〃 厚ケ瀬 博文

補助団体等に関する監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、錦江町監査基準に準拠して補助金交付団体等に関する監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の実施期間 令和 7 年 1 月 2 3 日（木）～ 2 4 日（金）の 2 日間
- 3 監査の実施場所 本庁 3 階議員控室
- 4 監査を行なった委員 中村 貢、厚ケ瀬 博文
- 5 監査対象団体名（事業名）及び所管課
 - （1） 地域づくり推進事業（馬場地区公民館） （政策企画課）
 - （2） 地域づくり推進事業（花瀬地区公民館） （政策企画課）
 - （3） 商工業振興事業（錦江町商工会） （産業振興課）
 - （4） 錦江町社会福祉協議会運営補助事業（介護福祉課）
 - （5） 錦江町ツーリズム協議会運営費補助金（観光交流課）
- 6 監査の着眼点
 - （1）補助金等を交付する所管課
 - ア. 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財産援助の決定は目的に沿ったものであり、また公益上の必要性は十分か。
 - イ. 補助金交付要綱は整備されているか。
 - ウ. 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
 - エ. 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
 - オ. 補助金等交付団体への指導監査は適切に行われているか。
 - カ. 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
 - （2）財政援助団体等
 - ア. 事業計画書、予算書及び決算諸表等と、所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書と符合するか。
 - イ. 補助金交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

ウ. 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。

また補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

エ. 出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

オ. 補助金等に係る収支の会計処理は適正か。

(3) 事業を実施する所管課

ア. 事業は、計画及び予算に従って実施され、十分効果が上げられているか。

イ. 事業効果として、今後の展開や改善が伺える結果となっているか。

ウ. 今年度（事業実施の翌年度）、その効果がどのように表れているか。

エ. 今後の事業展開をどのように考えているのか。

オ. 関係書類は整理されているか。

7 監査の実施内容

所管課においては補助金等の交付に係る関係書類を、財政援助団体においては、事業内容が分かる書類（総会資料、事業計画書、見積書など）及び収支決算書、通帳、領収書を、支援事業実施課においては、事業計画書及び実績書、事業効果説明資料をもとに、各課、団体等から事業概要、目的、補助金交付要綱の設置状況、事業実績、収支決算書等について説明を受け、交付申請書等の関係書類、出納簿、通帳、領収書等の確認を行ない、担当者及び関係者の意見を聴取した。

8 監査結果と意見

今回監査を実施した各団体等については、一部の団体において不明瞭な会計処理が認められた。

各財政援助団体等について、次のとおり意見を付す。

(1) 地域づくり事業補助金（馬場地区公民館）

事前に提出していただいた総会資料を確認すると、令和4年度から令和5年度への繰越額、令和5年度から令和6年度への繰越額共に、町からの運営費補助の47万円を上回る額を繰り越していた。

多額の予算を繰越すのであれば、支出すべきは支出し地域振興のための事業や行事に取り組まれない。また、繰越額が補助金の額を上回る場合は、補助金の減額も検討されたい。

馬場地区は、人口的に見ても錦江町の中心的な地区なので、今後とも地域を盛り上げるために活動を頑張っていただきたい。

(2) 地域づくり事業補助金（花瀬地区公民館）

事前に提出していただいた総会資料を確認すると、令和4年度からの繰越金は、補助額を上回っていたが令和5年度から令和6年度への繰越額は補助額を下回っていた。

行事内容からも地域の方々のために予算を使い地域住民のために活動しており、今後ともこの取り組みを継続されたい。

また、公民館から地域住民へ向けて新聞も配布されており、行事等になかなか参加できない高齢者の方々は大変喜んでいることと思う。このような新聞についても、今後、継続されたい。

(3) 商工業振興事業（錦江町商工会）

事前に提出して頂いた総会資料をもとに監査をさせていただいた。この中で令和5年度の決算状況を確認すると、令和6年度への繰越額が804万7,951円であり、町からの補助額600万円を上回っていたが、町からの補助金以外にも県補助金1,299万9,296円のほか引当金繰入収入も150万7,331円もあり、一概に繰越額が過多であるとはいえない状況であった。

今回の監査の範囲ではないが、資料中のプレミアム商品券収支決算書を確認すると、販売収入に対して回収費が11万3,000円不足していたので、この取り扱いについて確認すると町へ返納してあるとのことであった。

予算を返納すべきは返納し、使うべきところは使って、今後とも錦江町の商工業発展のため頑張っていたきたい。

(4) 錦江町社会福祉協議会運営費補助事業

収支決算中の貸借対照表資産の部に、前年度末までなかった多額の仮払金及び未確定金額が計上されていた。その内訳を確認しても正確な回答は得られなかった。これは、令和5年度まで在籍していた職員に起因するようであるが、これらの数字は令和5年度単年度での差異ではないと思われる。

今後、職員によりこのような不祥事が起きぬよう、職員の指導はもとより職場での業務分担や内部けん制を改められたい。

これからも錦江町が明るく住み良い町となるように介護保険関連事業をはじめ、ボランティア活動やサロン事業など精力的に取り組まれたい。

また、この決算書にあった仮払金及び未確定金額の内訳など詳細が判明したときは監査委員にも報告されたい。

(5) 錦江町ツーリズム協議会運営費補助事業

補助金関連の書類を確認すると、協議会の文書と補助金申請から実績報告までの書類が一緒に綴ってあった。また、申請書には予算書及び事業計画書等の必要書類が添付されていなかったのもので、協議会文書と補助金関連の文書は別に区分し、誰が見ても分かるような仕分け、文書管理に努められたい。

また、協議会の活動内容等を確認すると、令和5年度で会長と理事の2名が退会されており、新たに6名が新規加入していた。このことに起因して民泊の理事が不在とのことであり、このような状況では、体験民泊やガイドの育成は難しい状況と思われる。今後、会員が継続して長期間活動できる取り組みをしていただき、民泊やガイドの育成に努められたい。

9 結び

今回監査した団体のうち、所管課の担当者が事務局を兼務しているものがあり、書類を確認したが、補助金申請に添付されるべき事業計画書や予算書などの添付がなかった。必要書類は必ず徴し、内容を確認のうえ、補助金決定等の通知をされたい。また、それらの文書は、誰が見ても分かるように整理されたい。

各種団体、協議会等の運営については、世帯数や会員の減少等により運営費の工面に苦慮されているものと思うが、錦江町が発展し町民が住み良い町となるよう今後とも創意工夫をもって活動されたい。